

# 日野市立病院在り方検討委員会設置要綱

令和8年4月1日制定

## (設置)

第1条 物価及び人件費の高騰を背景に全国的に公立病院の経営環境が悪化するなか、日野市立病院（以下「市立病院」という。）の経営が危機的状況に陥っていることから、持続可能な地域医療のあるべき姿における市立病院の再建方針を明らかにすることを目的として、日野市立病院在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 地域医療における市立病院の役割に関すること。
- (2) 持続可能な市立病院の経営に向けた再建方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市立病院の経営再建に当たって必要な方策に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 医療経済や病院経営に関する学識又は経験を有する者
- (2) 市内介護医療等関係者
- (3) 行政関係者

## (任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から就任の日の属する年度の末日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第8条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。ただし、第3条第3号に定める者に対しては支払わない。

(関係者の出席等)

第9条 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開と会議録の作成)

第10条 委員会の会議は、非公開とする。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 委員会は、前項の議事録及び会議資料のうち公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるもの以外のものを遅滞なく公開しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。